

○北海道檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定の案の公告及び縦覧について

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第八条第一項の規定に基づき海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を指定したいので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

また、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、次のとおり縦覧に供する。

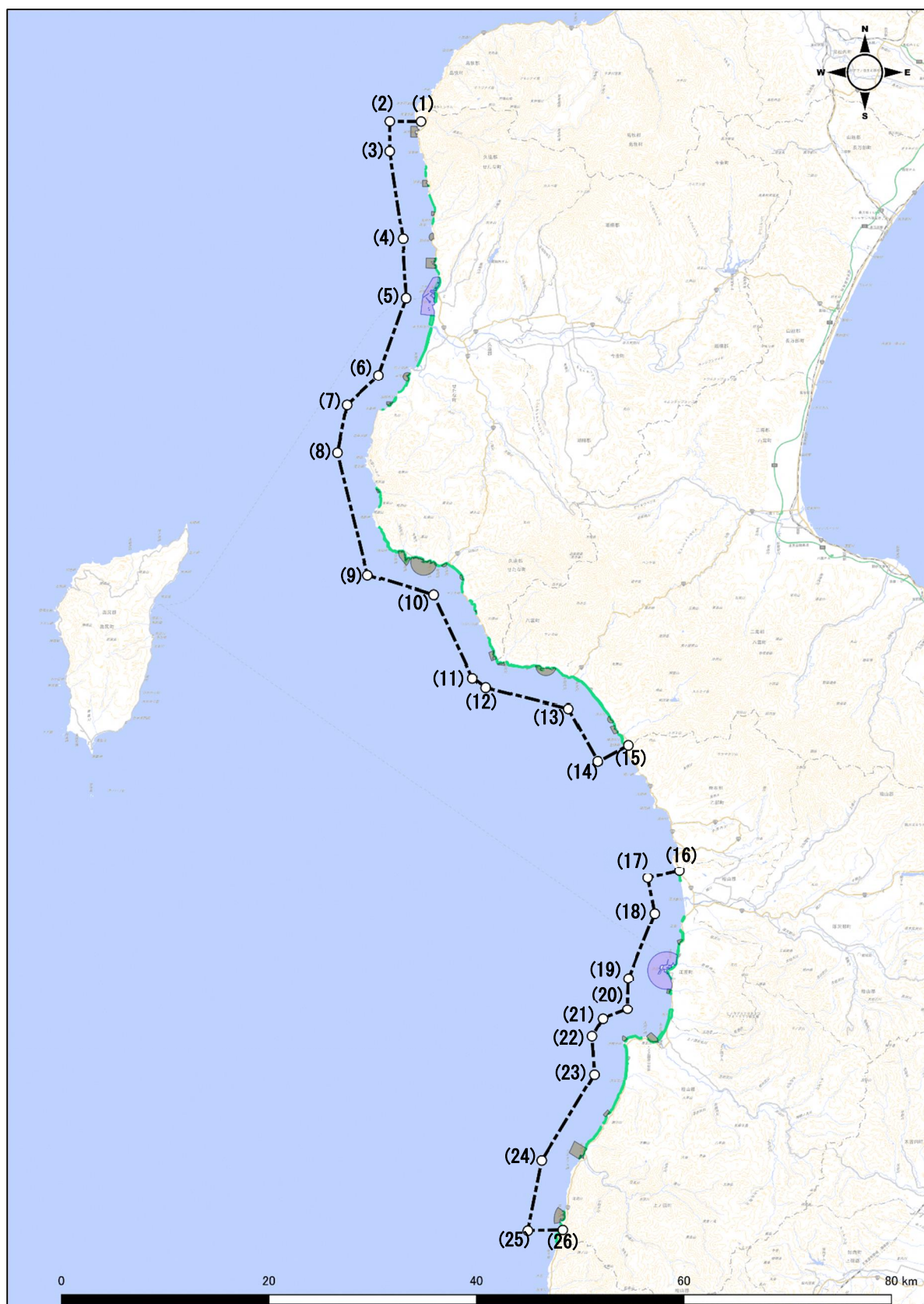
令和7年6月25日
経済産業大臣 武藤 容治
国土交通大臣 中野 洋昌

一 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定をしようとする区域

	北海道檜 山沖
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定をしようとする区域	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、港湾区域（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域をいう。）、漁港の区域（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域をいう。）及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域 (1) 北緯四二度三六分十二秒東経百三十九度四九分四八秒の地点 (2) 北緯四二度三六分十二秒東経百三十九度四七分三六秒の地点 (3) 北緯四二度三四分三八秒東経百三十九度四七分三五秒の地点 (4) 北緯四二度三十分五秒東経百三十九度四八分三三秒の地点 (5) 北緯四二度二六分五九秒東経百三十九度四八分四七秒の地点 (6) 北緯四二度二分五七秒東経百三十九度四六分五四秒の地点 (7) 北緯四二度二分二五秒東経百三十九度四四分四一秒の地点 (8) 北緯四二度一十八分五六秒東経百三十九度四四分二秒の地点 (9) 北緯四二度十二分三三秒東経百三十九度四六分十二秒の地点 (10) 北緯四二度十一分三三秒東経百三十九度五十分四九秒の地点 (11) 北緯四二度七分十三秒東経百三十九度五十三分三五秒の地点 (12) 北緯四二度六分四二秒東経百三十九度五十四分三一秒の地点 (13) 北緯四二度五分三八秒東経百四十度零分十八秒の地点 (14) 北緯四二度二分五三秒東経百四十度二分二三秒の地点 (15) 北緯四二度三分四三秒東経百四十度四分三十秒の地点 (16) 北緯四一度五七分十秒東経百四十度八分五秒の地点 (17) 北緯四一度五六分四八秒東経百四十度五分五二秒の地点 (18) 北緯四一度五四分五九秒東経百四十度六分二一秒の地点

	北海道 山沖
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定をしようとする区域	(19)北緯四一度五一分三六秒東経百四十度四分三二秒の地点 (20)北緯四一度四九分五九秒東経百四十度四分二九秒の地点 (21)北緯四一度四九分三十秒東経百四十度二分四七秒の地点 (22)北緯四一度四八分三五秒東経百四十度二分一秒の地点 (23)北緯四一度四六分三五秒東経百四十度二分十一秒の地点 (24)北緯四一度四二分七秒東経百三十九度五八分三三秒の地点 (25)北緯四一度三八分二七秒東経百三十九度五七分三五秒の地点 (26)北緯四一度三八分二九秒東経百四十度零分一秒の地点

平面図



二 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定の案の縦覧方法

イ インターネットの利用による方法

(1) 縦覧資料の掲載箇所

経済産業省ホームページ及び国土交通省ホームページ

(2) 縦覧期間

令和7年6月25日（水）から令和7年7月9日（水）まで

ロ 書面の閲覧による方法

(1) 縦覧場所

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課

国土交通省港湾局海洋・環境課

北海道経済部 GX 推進局 GX 推進課

北海道渡島総合振興局行政情報コーナー

北海道檜山振興局商工労働観光課

江差町役場総務課受付カウンター

上ノ国町役場庁舎ロビー

せたな町役場まちづくり推進課行政情報コーナー・大成支所行政情報コーナー・瀬棚支所行政情報コーナー

八雲町役場熊石総合支所町民ギャラリー

(2) 縦覧期間

令和7年6月25日（水）から令和7年7月9日（水）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課

国土交通省港湾局海洋・環境課

10時00分から18時15分まで

北海道経済部 GX 推進局 GX 推進課

北海道渡島総合振興局行政情報コーナー

北海道檜山振興局商工労働観光課

8時45分から17時30分まで

江差町役場総務課受付カウンター

8時45分から17時15分まで

上ノ国町役場庁舎ロビー

せたな町役場まちづくり推進課行政情報コーナー・大成支所行政情報コーナー・瀬棚支所行政情報コーナー

八雲町役場熊石総合支所町民ギャラリー

8時30分から17時15分まで

三 意見書の提出

一に記載する区域に係る利害関係者は、縦覧に供された指定の案について、以下の通り経済産業大臣及び国土交通大臣に意見書を提出することができる。

イ 提出方法及び提出先

(1) 郵送の場合

〒100-8931 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番地 1 号 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課 宛てに二部郵送すること。

(2) 電子メールの場合

bzl-youzyouzyouhouteikyou@meti.go.jp (経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課) 宛てに送信すること。

ロ 提出期限

縦覧期間が終了する日までに必着

ハ 記載要領

(1) 意見提出者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに意見提出者が申請の内容について利害関係を有する者に該当する事実を記載すること。

(2) 意見は、日本語により記載すること。